

政令第七十八号

構造改革特別区域法施行令

- 一部改正 平成十五年三月三十一日政令第四百四十三号
- 一部改正 平成十五年八月二十九日政令第三百七十六号
- 一部改正 平成十六年三月二十四日政令第五十九号
- 一部改正 平成十六年三月三十一日政令第一百七号
- 一部改正 平成十六年四月二十八日政令第一百七十号
- 一部改正 平成十六年九月二十九日政令第二百八十九号
- 一部改正 平成十六年十二月十五日政令第三百九十九号
- 一部改正 平成十六年十二月二十二日政令第四百七号
- 一部改正 平成十七年三月三十一日政令第五百五号
- 一部改正 平成十七年七月二十九日政令第二百六十二号
- 一部改正 平成十七年九月九日政令第二百九十二号

一部改正 平成十八年五月八日政令第百九十三号

一部改正 平成十八年六月二十一日政令第百二十号

内閣は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項、第十七条、第二十一条第一項、第三十八条並びに別表第十六号の規定に基づき、この政令を制定する。

（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の特例に係る委託事務）

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第十一条第一項第十号の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 収容の開始に際して行う被収容者の指静脈の情報（個人の識別のために用いられる電子計算機の用に供するための指静脈の画像情報をいう。）の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による採取の実施

二 受刑者の改善指導又は教科指導に関する講習、講話その他これらに類する事務の実施

（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等の特例に係る公的医療機関開設者等）

第二条 法第十一条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項第二号から第八号までに掲げる者及び同条第六項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人

（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読替え）

第三条 法第十二条第二項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	第二十七条の二第一項	都道府県知事	都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十
--------------------------	------------	--------	--

<p>学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）</p>	<p>第一条</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の設置するものにあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）</p>
	<p>第三十一条</p>	<p>都道府県の知事</p>	<p>都道府県の知事（学校設置会社の設置しているものについては認定地方公共団体の長）</p>
			<p>。次項において同じ。）  二条第二項に規定する学校設置会社をいう。  第三十一条において同じ。）の設置するものにあつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体（第三十一条において「認定地方公共団体」という。）の長</p>

義務教育諸学校の教科用図書 の無償措置に関する法律 施行令（昭和三十九年政令 第十四号）		第一条第一項 理事長	理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域 法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条 第二項に規定する学校設置会社をいう。附則 第二項において同じ。）の代表取締役若しく は代表執行役
附則第二項	学校法人でな い者	学校法人又は学校設置会社でない者	

第四条 法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用につ  
いては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句  
とする。

学校教育法施行令	第二十七条の 二第一項	都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人（構造改 革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号 ）第十三条第二項に規定する学校設置非営利
----------	----------------	--------	--

			学校給食法施行令
	第三十一条		第一条
	都道府県の知事	<p>法人をいう。第三十一条において同じ。）の設置するものにあつては、同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体（第三十一条において「認定地方公共団体」という。）の長。次項において同じ。）</p>	都道府県知事
<p>は、同条第一項の規定による認定を受けた地</p>	<p>都道府県の知事（学校設置非営利法人の設置していたものについては認定地方公共団体の長）</p>		<p>都道府県知事（学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の設置するものにあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地</p>

	義務教育諸学校の教科用図書 の無償措置に関する法律 施行令		方公共団体の長
	第一条第一項	理事長	理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。附則第二項において同じ。）の代表権を有する理事
	附則第二項	学校法人でない者	学校法人又は学校設置非営利法人でない者

（私立学校法の特例に係る公私協力学校に関する学校教育法施行令の読替え）

第五条 法第二十条第一項に規定する公私協力学校に係る同条第三項に規定する協力地方公共団体の長が都

道府県知事でない場合における学校教育法施行令第二十七条の二第一項の規定の適用については、同項中

「私立の学校」とあるのは「公私協力学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十

条第一項に規定する公私協力学校をいう。以下この項において同じ。）」と、「学校（大学及び高等専門

学校を除く。）」とあるのは「公私協力学校」と、「都道府県知事に」とあるのは「協力地方公共団体  
（同条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の長を経由して、都道府  
県知事に」と、「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該  
届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、都道府県知事は、その意見に配慮しなければな  
らない」とする。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の特例）

第六条 市町村が、その設定する構造改革特別区域内にある地中空間（地中にある空間をいい、当該空間の  
周辺の土地が、自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動及び衝撃に耐えることができるものであるこ  
とその他環境省令で定める要件に該当するものに限る。別表第一号において同じ。）を利用して熔融一般  
廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃  
棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物のうち、環境大臣が定めるところにより熔融  
加工したものをいう。別表第一号において同じ。）の埋立処分を行うことについて、生活環境の保全上支  
障を生ずるおそれのないものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定

の日以後は、当該市町村又は当該市町村の長から廃棄物処理法第七条第六項の許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三号イ(1)の規定にかかわらず、当該埋立処分を行うことができる。

（事業）

第七条 法別表第二十七号の政令で定める事業は、別表に掲げる事業とする。

附 則

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月三十一日政令第四百四十三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

附 則（平成十五年八月二十九日政令第三百七十六号）

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十四日政令第五十九号）（抄）

（施行期日）

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成十六年三月三十一日政令第七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。（略）

附 則（平成十六年四月二十八日政令第七十号）

この政令は、平成十六年五月一日から施行する。

附 則（平成十六年九月二十九日政令第二百八十九号）

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十五日政令第三百九十九号）（抄）

(施行期日)

第一条 この政令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

附 則(平成十六年十二月二十二日政令第四百七号)(抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年三月三十一日政令第五百五号)(抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年七月二十九日政令第二百六十二号)(抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。

附 則(平成十七年九月九日政令第二百九十二号)

この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成十八年五月八日政令第百九十三号）

この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附 則（平成十八年六月二十一日政令第百二十号）

この政令は、平成十八年七月一日から施行する。

別表（第七条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一	地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業	第六条